

公立学校共済組合京都支部
京都府教職員互助組合



スポーツクラブ 利用証

有効期限
2026年3月31日

利用についてのお願い

- スポーツクラブを利用する際、必ず受付に提示してください。
- 利用の際には、利用者名簿に所属所名・氏名・共済組合員番号（7桁）の記入が必要です。
- 利用は組合員本人に限ります（被扶養者は利用できません）。

問合せ先 （社）京都府教職員互助組合

京都市左京区聖護院川原町 4-13 TEL 075-771-6186